

買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定書

小牧市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）及び社会福祉法人小牧市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、買い物支援と地域の見守り活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が協力し、小牧市内（以下「市内」という。）において、移動販売などの買い物支援策（以下「買い物支援策」という。）を実施することで、買い物に困難を感じている市民を支援するとともに、見守り活動を推進することにより、市民サービスの更なる向上及び地域福祉を推進することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び丙は、住民からの買い物支援の希望及び高齢者の居住状況など、買い物支援の必要性が高い地域の情報を乙へ提供するとともに、乙が買い物支援策を実施するにあたり必要となる調整に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき情報提供を受けた買い物支援の必要性が高い地域において、買い物支援策を実施することに努めるものとする。

3 乙は、買い物支援策の実施中に、地域住民の何らかの異変を発見した場合に、速やかに甲又は丙へ連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察署又は消防署に直接通報するものとする。

4 前2項に基づく買い物支援策の実施及び異変を発見した場合の連絡に係る費用は、乙の負担とする。

（連絡情報の取扱い）

第3条 甲及び丙は、前条第3項に基づき乙から連絡を受けた場合は、速やかに担当部署において情報収集を行い、必要に応じて適切な支援策を講ずるものとする。

（相互連携）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項の円滑な推進を図るとともに、買い物支援や見守り活動を推進するため、情報交換等により相互の連携強化に努めるものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条第3項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合において、地域住民に生じた問題等についてその責任を負わないものとする。

（情報保護）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき知り得た情報を第1条に定める目的の達成に必要な場合を除き、第三者に提供してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

3 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

4 甲及び丙は、乙が本協定の規定に違反したとき、又は不適当な事由があると認めるときは、乙に対して申し入れにより本協定を破棄することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲、乙及び丙の協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月15日

甲 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市
小牧市長 山下 史守朗

乙 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 作道 政昭

丙 愛知県小牧市小牧五丁目407番地
社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
会長 吉田 友仁